

長野県における本人確認情報保護の体系

住民基本台帳法

知事は、情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない旨規定。
県に本人確認情報の保護に関する審議会を設置する旨規定。
関係職員の機密保持義務及び違反した場合の罰則を規定。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例

(H14.8/5施行)

県の責務
知事の講ずる措置
本人確認情報保護審議会

本人確認情報保護管理規程(セキュリティ規程)

(H14.8/5施行)

セキュリティ体制
委託管理

入退室等管理、アクセス管理及び情報資産管理
緊急時対応計画

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の概要

1 県の責務(第2条)

県は、本人確認情報の適切な管理に関する施策、本人確認情報の不適正利用等への対処に関する施策、その他本人確認情報の保護に関して必要な施策を実施。

2 知事の講ずる措置(第3条)

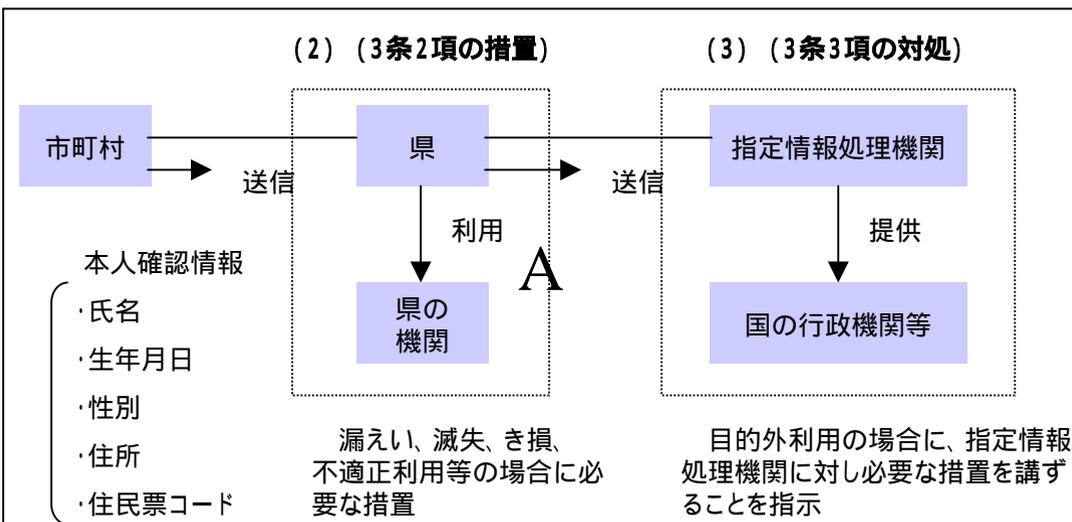
(1) 本人確認情報の保護に関する規程の整備(第3条第1項)

知事は、本人確認情報の管理体制、不正アクセス行為の防止、緊急時の対応等本人確認情報の保護に関し必要な規程(本人確認情報保護管理規程)を整備。

(2) 緊急時における措置(第3条第2項)

(3) 本人確認情報の目的外利用への対処(第3条第3項)

(4) 措置の公表(第3条第4項)

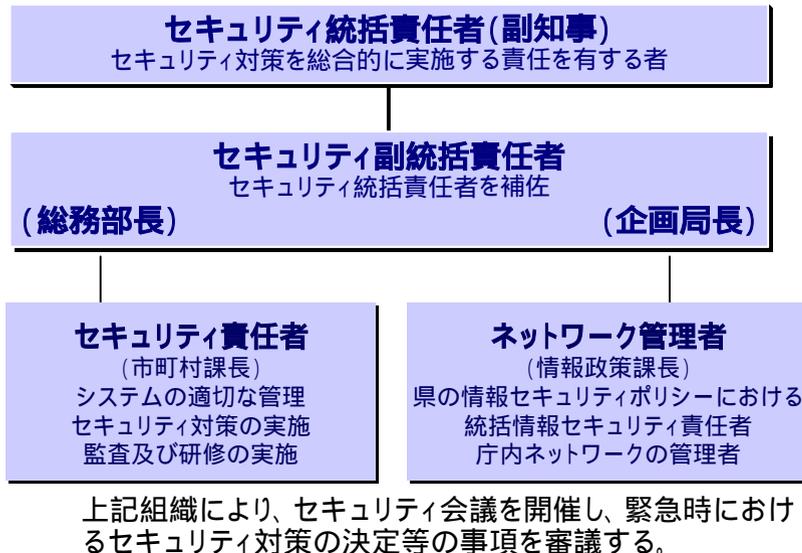


3 本人確認情報保護審議会(第4条～第10条)

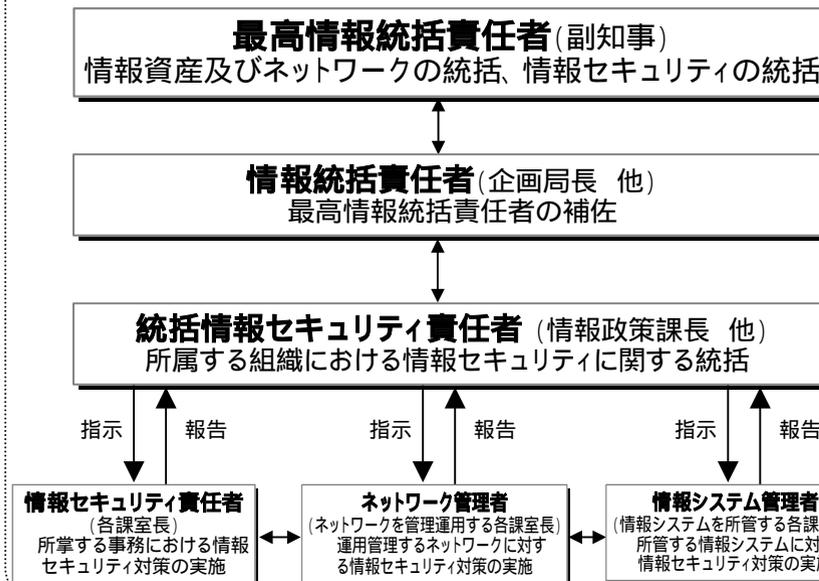
本人確認情報の保護に関する事項を調査審議するための審議会として、長野県本人確認情報保護審議会(委員:個人情報保護又は情報通信技術の利用に関し識見を有する者、市町村等の職員 7人以内)を設置。

長野県本人確認情報保護管理規程の概要

1 セキュリティ体制



(参考) 長野県情報セキュリティポリシーにおける体制



2 入退室等管理、アクセス管理及び情報資産管理

入退室等管理、アクセス管理及び情報資産管理要領(非公開)を別に定める。

入退室等管理

システムに関する機器の設置室等の管理者及び入退室の管理方法について定める。

アクセス管理

システムに関する機器へのアクセスを管理するための操作者用ICカードやパスワードの管理方法及び操作者の責務について定める。

情報資産管理

システムに係る情報やソフト・ハードウェア等の情報資産を適正に管理するため、管理簿やバックアップデータの保持等の管理内容について定める。

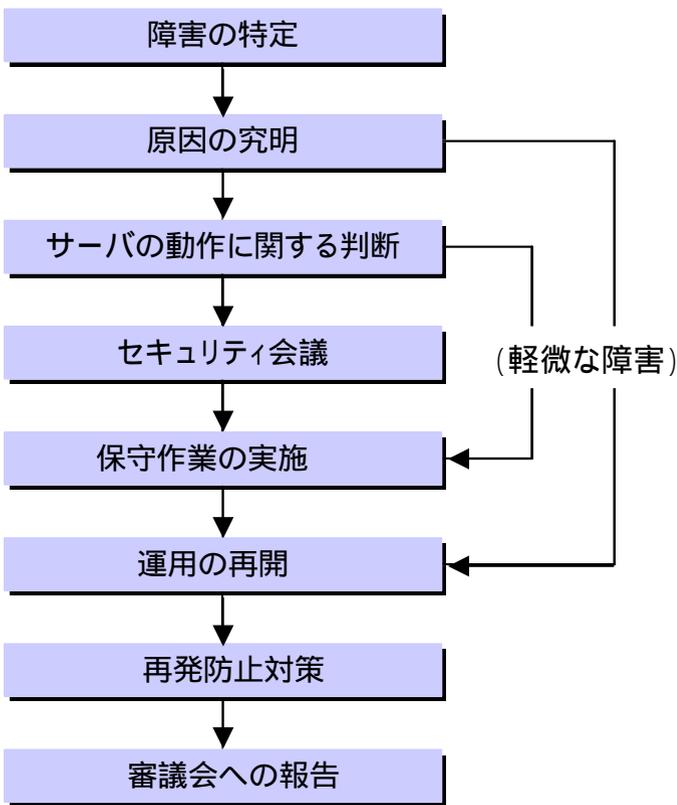
3 委託管理

外部委託を行う場合の事前調査や承認の手続き及び再委託の禁止や秘密保持に関する事項等について定める。

4 緊急時対応計画

障害対策及び不適正行為対策からなる緊急時対応計画(非公開)を別に作成する。

【障害対策】



【不適正行為対策】

